

年 発 0927 第 1 号
令和 3 年 9 月 27 日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省年金局長
(公印省略)

「確定拠出年金制度について」の一部改正について

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 40 号）が令和 2 年 6 月 5 日に公布されたところであるが、今般、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和 3 年政令 229 号）が令和 3 年 8 月 6 日に、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和 3 年厚生労働省令 159 号）が令和 3 年 9 月 27 にそれぞれ公布されたこと等を踏まえ、「確定拠出年金制度について（平成 13 年 8 月 21 日年発第 213 号）」の別紙を別添のとおり改正し、別添 1 を令和 4 年 5 月 1 日より、別添 2 を令和 4 年 10 月 1 日より適用することとしたので、よろしくお取り計らい願いたい。

確定拠出年金制度について（平成 13 年 8 月 21 日年発第 213 号） 新旧対照表

新	旧
第 1 企業型年金規約の承認基準等に関する事項 企業型確定拠出年金（以下「企業型年金」という。）の規約の承認基準については、確定拠出年金法（平成13年法律第88号。以下「法」という。）第4条第1項並びに確定拠出年金法施行令（平成13年政令第248号。以下「令」という。）第5条及び第6条に規定されているところであるが、次に掲げる事項については、それぞれ次のとおりとすること。 1. 企業型年金加入者とすることについての「一定の資格」の内容 実施事業所の従業員（企業型年金を実施する厚生年金適用事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者をいう。以下同じ。）が企業型年金加入者となることについて企業型年金規約で法第3条第3項第6号の「一定の資格」を定めたときは、当該資格を有しない者は企業型年金加入者としなが、当該資格を定めるに当たっては次のとおりとし、「短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針」（平成 30 年厚生労働省告示第 430 号）の「基本的な考え方」を踏まえること。 （1）「一定の資格」として定めることができる資格とは、次の①から④に掲げる資格であり、これら以外のものを「一定の資格」として定めることは、基本的には特定の者に不当に差別的な取扱いとなるものであること。 ①・② （略）	第 1 企業型年金規約の承認基準等に関する事項 企業型確定拠出年金（以下「企業型年金」という。）の規約の承認基準については、確定拠出年金法（平成 13 年法律第 88 号。以下「法」という。）第4条第1項並びに確定拠出年金法施行令（平成 13 年政令第 248 号。以下「令」という。）第5条及び第6条に規定されているところであるが、次に掲げる事項については、それぞれ次のとおりとすること。 1. 企業型年金加入者とすることについての「一定の資格」の内容 実施事業所の従業員（企業型年金を実施する厚生年金適用事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者をいう。以下同じ。）が企業型年金加入者となることについて企業型年金規約で法第3条第3項第6号の「一定の資格」を定めたときは、当該資格を有しない者は企業型年金加入者としなが、当該資格を定めるに当たっては次のとおりとし、「短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針」（平成 30 年厚生労働省告示第 430 号）の「基本的な考え方」を踏まえること。 （1）「一定の資格」として定めることができる資格とは、次の①から④に掲げる資格であり、これら以外のものを「一定の資格」として定めることは、基本的には特定の者に不当に差別的な取扱いとなるものであること。 ①・② （略）

③ 「一定の年齢」

「一定の年齢未満」の従業員のみを企業型年金加入者とする。

(注) 確定拠出年金は従業員の老後の所得確保を図るための制度であって、「一定の年齢」を60歳より低い年齢とすることはできない。ただし、企業型年金の開始時又は企業型年金加入者の資格取得日に50歳以上の従業員は、自己責任で運用する期間が短く、また、60歳以降で定年退職してもそのときに給付を受けられないという不都合が生じるおそれがあることから、50歳以上の一定の年齢によって加入資格を区分し、当該一定の年齢以上の従業員を企業型年金加入者とせず、当該一定の年齢未満の従業員のみを企業型年金加入者とすることはできるものであること。

④ (略)

(2) 企業型年金加入者とするについて「一定の資格」を定める場合、基本的には、

ア (略)

イ 上記(1)の③(注)ただし書及び④に掲げる場合においては、企業型年金加入者とならない従業員については、確定給付企業年金(④に掲げる場合に限る。)又は退職手当制度が適用されていること。

とするとともに、これらの制度において企業型年金への事業主掛金の拠出に代わる相当な措置が講じられ、企業型年金加入者とならない従業員について不当に差別的な取扱いを行うこととならないようにすること。

(3) (略)

③ 「一定の年齢」

企業型年金を実施するときに、「一定の年齢未満」の従業員のみを企業型年金加入者とすること(合理的な理由がある場合に限る。)

(注) 一定の年齢で区分して加入資格に差を設けることは、基本的には合理的な理由がないと考えられることから認められないが、企業型年金の開始時又は企業型年金加入者の資格取得日に50歳以上の従業員は、自己責任で運用する期間が短く、また、60歳以降で定年退職してもそのときに給付を受けられないという不都合が生じるおそれがあることから、50歳以上の一定の年齢によって加入資格を区分し、当該一定の年齢以上の従業員を企業型年金加入者とせず、当該一定の年齢未満の従業員のみを企業型年金加入者とすることはできるものであること。

④ (略)

(2) 企業型年金加入者とするについて「一定の資格」を定める場合、基本的には、

ア (略)

イ 上記(1)の③及び④に掲げる場合においては、企業型年金加入者とならない従業員については、確定給付企業年金(④に掲げる場合に限る。)又は退職手当制度が適用されていること。

とするとともに、これらの制度において企業型年金への事業主掛金の拠出に代わる相当な措置が講じられ、企業型年金加入者とならない従業員について不当に差別的な取扱いを行うこととならないようにすること。

(3) (略)

2～6 (略)

7. 企業型年金から確定給付企業年金等への個人別管理資産の移換に関する事項

企業型年金から確定給付企業年金、企業年金連合会又は退職金共済に個人別管理資産を移換する場合においては、企業型年金規約に、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 企業型年金から退職金共済へ個人別管理資産を移換する場合にあつては、法第54条の6に規定する合併等として施行規則第31条の5に規定する行為を行った期日及び当該合併等により個人別管理資産を移換する旨（個人別管理資産の移換期日を含む。）

8 (略)

9. 企業型年金規約の備置き及び閲覧に関する事項

法第4条第4項の規定に基づき、事業主は、企業型年金規約を実施事業所ごとに備え置き、その使用する第一号等厚生年金被保険者（法第9条第2項第2号に該当する者を除く。）の求めに応じ、これを閲覧させていること。

なお、

- ・ 施行規則第4条の3に規定する電磁的方法による規約の備置きとは、社内イントラネット等において規約を掲示するような方法をいうこと。
- ・ 同一の規約で複数事業主が加入する企業型年金の場合は、他の事業主に関する内容を開示すると、加入者が混乱すること考えられる

2～6 (略)

7. 企業型年金から確定給付企業年金等への個人別管理資産の移換に関する事項

企業型年金から確定給付企業年金又は退職金共済に個人別管理資産を移換する場合においては、企業型年金規約に、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 企業型年金から退職金共済へ個人別管理資産を移換する場合にあつては、法第54条の5に規定する合併等として施行規則第31条の5に規定する行為を行った期日及び当該合併等により個人別管理資産を移換する旨（個人別管理資産の移換期日を含む。）

8 (略)

9. 企業型年金規約の備置き及び閲覧に関する事項

法第4条第4項の規定に基づき、事業主は、企業型年金規約を実施事業所ごとに備え置き、その使用する第一号等厚生年金被保険者の求めに応じ、これを閲覧させていること。

なお、

- ・ 施行規則第4条の3に規定する電磁的方法による規約の備置きとは、社内イントラネット等において規約を掲示するような方法をいうこと。
- ・ 同一の規約で複数事業主が加入する企業型年金の場合は、他の事業主に関する内容を開示すると、加入者が混乱すること考えられる

ことから、事業主が企業型年金規約を開示する際には当該事業主の事業所に関わる部分のみ開示して差し支えないこと。

10 (略)

11. 企業型年金規約の申請に当たって添付する書類に係る留意点

厚生年金適用事業所の第一号等厚生年金被保険者(法第9条第2項第2号に該当する者を除く。)の過半数を代表する者として正当に選出された者であることの証明書(施行規則様式第6号)に掲げる「5. 選出方法」については、投票、挙手、労働者の話し合い、持ち回り決議等の別、選出が行われた日時(期間)、選出の経過(結果)を記載するものであること。

第2～第8 (略)

第9 行為準則及び業務管理態勢に関する事項

1. 事業主の行為準則

(1) 忠実義務(法第43条第1項)の内容

事業主は、少なくとも次の事項に留意しなければならないこと。

- ① 確定拠出年金運営管理機関及び資産管理機関については、もっぱら加入者等の利益のみを考慮して、運営管理業務や資産管理業務の専門的能力の水準、提示されることが見込まれる運用の方法、業務・サービス内容(加入者等から企業型年金の運営状況に関する照会があったときは、誠実かつ迅速に対応できる体制を整備していることを含む。以下同じ。)、手数料の額等に関して、複数の確定拠出年金運営管理機関又は資産管理機関について適正な評価を行う等により選任すること。

ことから、事業主が企業型年金規約を開示する際には当該事業主の事業所に関わる部分のみ開示して差し支えないこと。

10 (略)

11. 企業型年金規約の申請に当たって添付する書類に係る留意点

厚生年金適用事業所の第一号等厚生年金被保険者の過半数を代表する者として正当に選出された者であることの証明書(施行規則様式第6号)に掲げる「5. 選出方法」については、投票、挙手、労働者の話し合い、持ち回り決議等の別、選出が行われた日時(期間)、選出の経過(結果)を記載するものであること。

第2～第8 (略)

第9 行為準則及び業務管理態勢に関する事項

1. 事業主の行為準則

(1) 忠実義務(法第43条第1項)の内容

事業主は、少なくとも次の事項に留意しなければならないこと。

- ① 確定拠出年金運営管理機関及び資産管理機関については、もっぱら加入者等の利益のみを考慮して、運営管理業務や資産管理業務の専門的能力の水準、提示されることが見込まれる運用の方法、業務・サービス内容(加入者等から企業型年金の運営状況に関する照会があったときは、誠実かつ迅速に対応できる体制を整備していることを含む。以下同じ。)、手数料の額等に関して、複数の確定拠出年金運営管理機関又は資産管理機関について適正な評価を行う等により選任すること。

特に、事業主が、緊密な資本関係、取引関係又は人的関係がある確定拠出年金運営管理機関又は資産管理機関（確定拠出年金運営管理機関又は資産管理機関と緊密な資本又は人的関係のある法人を含む。）を選任できるのは、当該機関の専門的能力の水準、提示されることが見込まれる運用の方法、業務・サービス内容、手数料の額等に関して適正な評価を行った結果、合理的な理由がある場合に限られるものであること。

また、法第3条第1項又は第5条第2項の規定に基づき、企業型年金に係る規約を作成する場合又は企業型年金規約に規定する事項のうち確定拠出年金運営管理機関若しくは資産管理機関の変更を行う場合にあっては、労働組合又は第一号等厚生年金被保険者（法第9条第2項第2号に該当する者を除く。）の過半数を代表する者の同意を得る際に、当該第一号等厚生年金被保険者又は加入者等に対し、当該確定拠出年金運営管理機関又は資産管理機関を選定した理由を示すこと。

②～⑦ （略）

(2)・(3) （略）

2. 確定拠出年金運営管理機関の行為準則

(1)～(10) （略）

(11) 主務省令第10条第11号関係

主務省令第10条第11号の「当該個人型年金加入者等の判断に影響を及ぼすこととなる事項」には、例えば、次のものが該当することが考えられる。

①～③ （略）

特に、事業主が、緊密な資本関係、取引関係又は人的関係がある確定拠出年金運営管理機関又は資産管理機関（確定拠出年金運営管理機関又は資産管理機関と緊密な資本又は人的関係のある法人を含む。）を選任できるのは、当該機関の専門的能力の水準、提示されることが見込まれる運用の方法、業務・サービス内容、手数料の額等に関して適正な評価を行った結果、合理的な理由がある場合に限られるものであること。

また、法第3条第1項又は第5条第2項の規定に基づき、企業型年金に係る規約を作成する場合又は企業型年金規約に規定する事項のうち確定拠出年金運営管理機関若しくは資産管理機関の変更を行う場合にあっては、労働組合又は第一号等厚生年金被保険者の過半数を代表する者の同意を得る際に、当該第一号等厚生年金被保険者又は加入者等に対し、当該確定拠出年金運営管理機関又は資産管理機関を選定した理由を示すこと。

②～⑦ （略）

(2)・(3) （略）

2. 確定拠出年金運営管理機関の行為準則

(1)～(10) （略）

(11) 主務省令第10条第11号関係

主務省令第10条第11号の「当該個人型年金加入者等の判断に影響を及ぼすこととなる事項」には、例えば、次のものが該当することが考えられる。

①～③ （略）

④ 確定拠出年金の老齢給付金の受給開始時期及び脱退一時金の支給要件

(注) 確定拠出年金の運用の方法以外の金融商品と異なり、個人型年金加入者等は、60 歳から老齢給付金を受給することができその前に脱退一時金を受給することはできないこと及び 50 歳超で個人型年金加入者等となった場合、通算加入者等期間に応じて、老齢給付金の受給開始時期が 60 歳より遅くなることを明示した上で、確定拠出年金制度は高齢期の所得確保を目的とした制度であることを説明すること。

また、その際には、確定拠出年金制度は高齢期の所得確保を目的とした制度であることから、個人の現役時代の生活設計を勘案しつつ、老後の生活設計や資産形成の計画等を踏まえ、確定拠出年金制度に加入するかは個人で十分に検討する必要がある旨説明すること。

(12) (略)

3 (略)

第 10 (略)

第 11 企業型年金の加入者の資格を喪失した者に係る個人別管理資産の移換に関する事項

1. 事業主は、加入者が資格を喪失した場合には、当該資格喪失者に対して、次の事項等について十分説明すること。

(1) 法第 80 条及び第 82 条の規定による他の企業型年金若しくは国民年金基金連合会への個人別管理資産の移換、法第 54 条の 4 の規定による確定給付企業年金への個人別管理資産の移換又は法第 54 条の 5 の規定

④ 確定拠出年金の老齢給付金の受給開始時期及び脱退一時金の支給要件

(注) 確定拠出年金の運用の方法以外の金融商品と異なり、個人型年金加入者等は、原則として 60 歳から老齢給付金を受給することになりその前に脱退一時金を受給することはできないこと及び 50 歳超で個人型年金加入者等となった場合、通算加入者等期間に応じて、老齢給付金の受給開始時期が 60 歳より遅くなることを明示した上で、確定拠出年金制度は高齢期の所得確保を目的とした制度であることを説明すること。

また、その際には、確定拠出年金制度は高齢期の所得確保を目的とした制度であることから、個人の現役時代の生活設計を勘案しつつ、老後の生活設計や資産形成の計画等を踏まえ、確定拠出年金制度に加入するかは個人で十分に検討する必要がある旨説明すること。

(12) (略)

3 (略)

第 10 (略)

第 11 企業型年金の加入者の資格を喪失した者に係る個人別管理資産の移換に関する事項

1. 事業主は、加入者が資格を喪失した場合には、当該資格喪失者に対して、次の事項等について十分説明すること。

(1) 法第 80 条及び第 82 条の規定による他の企業型年金若しくは国民年金基金連合会への個人別管理資産の移換又は法第 54 条の 4 の規定による確定給付企業年金への個人別管理資産の移換を行う旨の申出は、資

による企業年金連合会への個人別管理資産の移換を行う旨の申出は、資格を喪失した日の属する月の翌月から起算して6月以内に行うこと。

(2)・(3) (略)

(4) 法第54条の4又は第54条の6の規定による企業型年金から確定給付企業年金又は退職金共済への個人別管理資産の移換を行う場合にあつては、移換先の制度の制度設計上、確定拠出年金に加入していた期間（勤続年数を含む。）が移換先の制度設計に合わせた期間に調整される可能性があること。

また、企業型年金の個人別管理資産に係る期間（当該個人別管理資産に厚生年金基金、確定給付企業年金、企業年金連合会、国民年金基金連合会、退職金共済又は退職手当制度から移換してきた資産を含む場合は当該資産に係る期間を含む。）は通算加入者等期間から控除されることとなること。ただし、企業型年金及び個人型年金に同時に加入する者であつて、企業型年金の個人別管理資産のみ移換する場合には、個人型年金の加入者期間に影響はないこと。

2 (略)

3. 法第54条の6の規定による企業型年金から退職金共済に個人別管理資産を移換できる場合について、同条に規定する「合併等」とは、施行規則第31条の5の規定により企業型年金を実施する事業主が中小企業退職金共済法第31条の4第1項の規定による申出を行っていない共済契約者（同法第2条第3項に規定する退職金共済契約の当事者である事業主をいう。）との間で実施する施行規則第31条の5に定める会社法の規定に

格を喪失した日の属する月の翌月から起算して6月以内に行うこと。

(2)・(3) (略)

(4) 法第54条の4又は第54条の5の規定による企業型年金から確定給付企業年金又は退職金共済への個人別管理資産の移換を行う場合にあつては、移換先の制度の制度設計上、確定拠出年金に加入していた期間（勤続年数を含む。）が移換先の制度設計に合わせた期間に調整される可能性があること。

また、企業型年金の個人別管理資産に係る期間（当該個人別管理資産に厚生年金基金、確定給付企業年金、企業年金連合会又は国民年金基金連合会から移換してきた資産を含む場合は当該資産に係る期間を含む。）は通算加入者等期間から控除されることとなること。ただし、企業型年金及び個人型年金に同時に加入する者であつて、企業型年金の個人別管理資産のみ移換する場合には、個人型年金の加入者期間に影響はないこと。

2 (略)

3. 法第54条の5の規定による企業型年金から退職金共済に個人別管理資産を移換できる場合について、同条に規定する「合併等」とは、施行規則第31条の5の規定により企業型年金を実施する事業主が中小企業退職金共済法第31条の4第1項の規定による申出を行っていない共済契約者（同法第2条第3項に規定する退職金共済契約の当事者である事業主をいう。）との間で実施する施行規則第31条の5に定める会社法の規定に

よる行為のほか、中小企業退職金共済法施行規則（昭和 34 年労働省令第 23 号）第 1 条に規定する国又は地方公共団体に準ずる者を除く法人の設立を定める特別の法律の規定に基づくものであって、当該行為と同等とみなされるものであること。

第 12 （略）

よる行為のほか、中小企業退職金共済法施行規則（昭和 34 年労働省令第 23 号）第 1 条に規定する国又は地方公共団体に準ずる者を除く法人の設立を定める特別の法律の規定に基づくものであって、当該行為と同等とみなされるものであること。

第 12 （略）

確定拠出年金制度について（平成 13 年 8 月 21 日年発第 213 号） 新旧対照表

新	旧
第 1 企業型年金規約の承認基準等に関する事項 企業型確定拠出年金（以下「企業型年金」という。）の規約の承認基準については、確定拠出年金法（平成13年法律第88号。以下「法」という。）第4条第1項並びに確定拠出年金法施行令（平成13年政令第248号。以下「令」という。）第5条及び第6条に規定されているところであるが、次に掲げる事項については、それぞれ次のとおりとすること。 1 （略） 2. 事業主掛金に関する事項 （1）～（9） （略） <u>（10）事業主掛金を以下のいずれかにより拠出する場合、企業型年金加入者は個人型年金に加入することができないこと。</u> ① <u>事業主掛金を企業型掛金拠出単位期間を1月ごとに区分した期間ごとに拠出する方法以外の方法により拠出すること</u> ② <u>各拠出区分期間に拠出する事業主掛金の額が令第11条各号に掲げる企業型年金加入者の区分に応じて当該各号に定める額を超えて拠出すること</u> 3. 企業型年金加入者掛金に関する事項 （1） （略） （2）企業型年金加入者が企業型年金加入者掛金を拠出できることを企業型年金規約に定める場合は、<u>企業型年金加入者掛金を拠出するか、個人</u>	第 1 企業型年金規約の承認基準等に関する事項 企業型確定拠出年金（以下「企業型年金」という。）の規約の承認基準については、確定拠出年金法（平成 13 年法律第 88 号。以下「法」という。）第4条第1項並びに確定拠出年金法施行令（平成 13 年政令第 248 号。以下「令」という。）第5条及び第6条に規定されているところであるが、次に掲げる事項については、それぞれ次のとおりとすること。 1 （略） 2. 事業主掛金に関する事項 （1）～（9） （略） （新設） 3. 企業型年金加入者掛金に関する事項 （1） （略） （2）企業型年金加入者が企業型年金加入者掛金を拠出できることを企業型年金規約に定める場合は、<u>企業型年金加入者は、個人型年金に同時加</u>

<u>型年金に加入し個人型年金加入者掛金を拠出するかを自らの意思により決定できるものでなければならないこと。ただし、企業型年金加入者掛金を拠出する企業型年金加入者は個人型年金に加入することができないこと。また、個人型年金に加入し個人型年金加入者掛金を拠出する企業型年金加入者は企業型年金加入者掛金を拠出することができないこと。</u> (3) ～ (8) (略) 4 ～ 11 (略) 第2 ～ 第12 (略)	<u>入できないこと。</u> (3) (略) 4 ～ 11 (略) 第2 ～ 第12 (略)
---	---